

(保育所版)

(別記)

福祉サービス第三者評価結果公表事項

①第三者評価機関名

社会福祉法人 愛媛県社会福祉協議会

②事業者情報

名称：松山市立小百合保育園	種別：保育所
代表者氏名：楠 美香	定員（利用人数）：70名（84名）
所在地：愛媛県松山市溝辺町甲528	TEL（089）977-0228

③実地調査日

平成 24年12月19日（水）～20日（木）

④総評

◇特に評価の高い点

平成19年4月に（株）ニチイ学館（以下、会社という）が松山市から運営を委託された公設民営の保育園である。

第三者評価は2回目の受審であり、訪問調査等で多くの改善点が確認でき、保育サービスの質の向上を目指している当園の努力として高く評価したい。

当園の理念と基本方針は確立されており、それに基づき一人ひとりを大切にされた保育が実践され保護者からの信頼も厚く、地域住民からは地域に根ざした保育園として協力を得ることができている。

各種マニュアル、チェックリストは整備され、より安全な保育に力が注がれているうえに、保護者アンケートや懇談会等を定期的実施し、保護者の声を園の運営や保育に反映するよう努めている。

地域や関係機関とも積極的に関わり、連携しながら子ども達の園生活の充実が図られている。

◇改善を求められる点

各種記録の整備、整理の仕方について検討が望まれる。また、各種マニュアルや文書の見直しについては、改定した内容や施行年月日を明記する等さらに工夫するよう望みたい。

また、苦情処理の仕組みについては、保護者に対する周知方法を再検討し、より理解してもらえるよう今後の取組みに期待したい。

⑤第三者評価結果に対する事業者のコメント

今回の第三者評価は、私達にとって、3年ぶり2回目の受審となりました。その間、前回の改善点でもある保護者や地域への情報発信について、『伝える』『安心できる』『つながる』という3つのキーワードをもとに、保護者や地域とつながる園づくりを目標に様々な取り組みを計画し実践してきました。

今回の受審で、自分たちの園の良さにも気づき、職員個人の自己評価が、チームや園全体の自己評価へつながり、互いの思いや考えを伝え意見し合っ、見えてきた課題を、職員全体で具体的な改善活動につなげていく流れができたように思います。

これからも、質の向上に努め、子どもたちひとりひとりを大切に、保護者や地域と共にその健やかな成長を支援していきたいと思ひます。

⑥各評価項目にかかる第三者評価結果

(別紙)

評価細目の第三者評価結果

評価対象Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織

Ⅰ-1 理念・基本方針

		第三者評価結果
Ⅰ-1-(1) 理念、基本方針が確立されている。		
Ⅰ-1-(1)-①	理念が明文化されている。	Ⓐ・b・c
Ⅰ-1-(1)-②	理念に基づく基本方針が明文化されている。	Ⓐ・b・c
Ⅰ-1-(2) 理念や基本方針が周知されている。		
Ⅰ-1-(2)-①	理念や基本方針が職員に周知されている。	Ⓐ・b・c
Ⅰ-1-(2)-②	理念や基本方針が利用者等に周知されている。	Ⓐ・b・c

所見欄

松山市の理念・基本方針に基づき、当園の理念・基本方針が確立し明文化されている。
園長は、職員や保護者に対して年度当初に文書を配布し、理念・基本方針について説明を行うとともに、機会あるごとに話し合う等、理解が深まるよう努めている。

Ⅰ-2 計画の策定

		第三者評価結果
Ⅰ-2-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
Ⅰ-2-(1)-①	中・長期計画が策定されている。	Ⓐ・b・c
Ⅰ-2-(1)-②	中・長期計画を踏まえた事業計画が策定されている。	Ⓐ・b・c
Ⅰ-2-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
Ⅰ-2-(2)-①	事業計画の策定が組織的に行われている。	Ⓐ・b・c
Ⅰ-2-(2)-②	事業計画が職員に周知されている。	Ⓐ・b・c
Ⅰ-2-(2)-③	事業計画が利用者等に周知されている。	Ⓐ・b・c

所見欄

当園の中・長期計画は策定され、それに基づいた事業計画が策定されている。今後、人材確保の数値の根拠となる、潜在的利用者に関するデータを明記する等、さらなる取組みが望まれる。

職員間で日頃から中・長期計画や事業計画について話し合いをするとともに、保護者会総会、役員会において文書を配布し周知が図られている。

Ⅰ-3 管理者の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果
Ⅰ-3-(1) 管理者の責任が明確にされている。		
Ⅰ-3-(1)-①	管理者自らの役割と責任を職員に対して表明している。	Ⓐ・b・c
Ⅰ-3-(1)-②	遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	Ⓐ・b・c

(保育所版)

I-3-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。		
I-3-(2)-① 質の向上に意欲を持ちその取組に指導力を発揮している。		Ⓐ・b・c
I-3-(2)-② 経営や業務の効率化と改善に向けた取組に指導力を発揮している。		Ⓐ・b・c

所見欄

<p>園長は、自らの役割と責任を職務分担表に明記し、法令遵守や保育の質の向上に積極的に取り組んでいる。また、与えられた権限の中で、経営や業務の効率化、改善に向けた取組みに対し、指導力を発揮している。</p> <p>園長、主任のリーダーシップを軸に、職員の協力体制が確立されている。</p>
--

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

Ⅱ-1 経営状況の把握

	第三者評価結果
Ⅱ-1-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。	
Ⅱ-1-(1)-① 事業経営をとりまく環境が的確に把握されている。	Ⓐ・b・c
Ⅱ-1-(1)-② 経営状況を分析して改善すべき課題を発見する取組を行っている。	Ⓐ・b・c
Ⅱ-1-(1)-③ 外部監査が実施されている。	Ⓐ・b・c

所見欄

<p>定期的に会社の支店長や系列園の園長と話し合いや情報交換を行っている。事業経営をとりまく環境や当園の状況を的確に把握し、改善に積極的に取り組んでいる。</p> <p>外部監査については会社が契約している公認会計士により会社の支店として実施されているが、当園としての外部監査は実施されていない。</p>
--

Ⅱ-2 人材の確保・養成

	第三者評価結果
Ⅱ-2-(1) 人事管理の体制が整備されている。	
Ⅱ-2-(1)-① 必要な人材に関する具体的なプランが確立している。	Ⓐ・b・c
Ⅱ-2-(1)-② 人事考課が客観的な基準に基づいて行われている。	Ⓐ・b・c
Ⅱ-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。	
Ⅱ-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し必要があれば改善する仕組みが構築されている。	Ⓐ・b・c
Ⅱ-2-(2)-② 職員の福利厚生や健康の維持に積極的に取り組んでいる。	Ⓐ・b・c
Ⅱ-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。	
Ⅱ-2-(3)-① 職員の教育・研修に関する基本姿勢が明示されている。	Ⓐ・b・c
Ⅱ-2-(3)-② 個別の職員に対して組織としての教育・研修計画が策定され計画に基づいて具体的な取組が行われている。	Ⓐ・b・c
Ⅱ-2-(3)-③ 定期的に個別の教育・研修計画の評価・見直しを行っている。	Ⓐ・b・c
Ⅱ-2-(4) 実習生の受入れが適切に行われている。	
Ⅱ-2-(4)-① 実習生の受入れと育成について基本的な姿勢を明確にした体制を整備し、積極的な取組をしている。	Ⓐ・b・c

所見欄

人事管理については、当園の人事考課に関する要項に基づき、各職員が自己目標を定め自己評価を行い、園長が個別面談を実施し結果をフィードバックしている。また、就業状況は、園長を中心に支店や園の勤務シフト管理担当者と毎月分析し、必要に応じて改善する仕組みが整っており、職員からの意向や意見を尊重しながら勤務シフトを組むよう努めている。

福利厚生については、会社として総合的な福利厚生事業が実施されている。

個々の職員のキャリア等に応じた年間の研修計画が策定され、質の向上に向けた取組みが行われている。さらに、正・臨時職員等の雇用形態に関わらず、全職員がしっかりとした目的意識を持ち、自己研鑽に努めている。

実習生の受け入れは、マニュアルを整備し、積極的に受け入れ、適切な指導が行われている。

II-3 安全管理

		第三者評価結果
II-3-(1) 利用者の安全を確保するための取組が行われている。		
II-3-(1)-①	緊急時（事故、感染症の発生時など）における利用者の安全確保のための体制が整備されている。	Ⓐ・b・c
II-3-(1)-②	災害時に対する利用者の安全確保のための取組を行っている。	Ⓐ・b・c
II-3-(1)-③	利用者の安全確保のためにリスクを把握し対策を実行している。	Ⓐ・b・c

所見欄

安全管理に関するマニュアルやチェックリストは整備され、園の体制づくりと同時に、地域の消防や警察等の関係機関と連携し、災害や不審者等を想定した訓練が年間を通じて積極的に計画、実施されている。ただし、消火訓練については、より効果的に行えるよう内容の検討が望まれる。

事故や怪我、感染症に対しては、ヒヤリハット・事故報告書を基に、職員全体で様々なリスクに対する意識の強化を図るとともに、予防に努めている。

食品や飲料水、備品の備蓄は栄養士が管理し、備蓄リストを作成し整備されている。

II-4 地域との交流と連携

		第三者評価結果
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
II-4-(1)-①	利用者と地域とのかかわりを大切にしている。	Ⓐ・b・c
II-4-(1)-②	事業所が有する機能を地域に還元している。	Ⓐ・b・c
II-4-(1)-③	ボランティア受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	Ⓐ・b・c
II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。		
II-4-(2)-①	必要な社会資源を明確にしている。	Ⓐ・b・c
II-4-(2)-②	関係機関等との連携が適切に行われている。	Ⓐ・b・c
II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
II-4-(3)-①	地域の福祉ニーズを把握している。	Ⓐ・b・c
II-4-(3)-②	地域の福祉ニーズに基づく事業・活動が行われている。	Ⓐ・b・c

(保育所版)

所見欄

基本方針に地域との連携、協働が明示され、子ども達が近隣地域の施設の行事に参加したり、交通機関を利用し様々な公共施設に出かけるなど、地域との関わりを大切にしている。
地域の主任児童委員、駐在所、子育て支援を行っている NPO 法人チャイルドオレンジネットワークとは定期的に情報交換が行われ、協力支援体制が構築されている。
一時預かり保育や子育て相談、保育所体験事業を行い、地域の子育て家庭に向けた支援が行われている。
ボランティア受け入れマニュアルも整備され、基本姿勢が明確にされており、さらに必要な社会資源、関係機関や団体もリスト化し、職員間で共有・活用されている。

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

		第三者評価結果
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		
Ⅲ-1-(1)-①	利用者を尊重したサービス提供について共通の理解をもつための取組を行っている。	Ⓐ・b・c
Ⅲ-1-(1)-②	利用者のプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備している。	Ⓐ・b・c
Ⅲ-1-(2) 利用者満足の向上に努めている。		
Ⅲ-1-(2)-①	利用者満足の向上を意図した仕組みを整備し、取組を行っている。	Ⓐ・b・c
Ⅲ-1-(3) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。		
Ⅲ-1-(3)-①	利用者が相談や意見を述べやすい環境を整備している。	Ⓐ・b・c
Ⅲ-1-(3)-②	苦情解決の仕組みが確立され十分に周知・機能している。	a・Ⓑ・c
Ⅲ-1-(3)-③	利用者からの意見等に対して迅速に対応している。	Ⓐ・b・c

所見欄

一人ひとりの子どものありのままの姿を大切に、人格を尊重した保育を理念や基本方針に掲げ利用者本位の保育に努めている。また、家庭訪問やクラス懇談、個別懇談、アンケートを実施し、さらに保護者会の会議等を通じて保護者のニーズを把握し、利用者満足の向上に向けた取組が行われている。
苦情解決の体制が整備され、入園のしおり等で周知が図られているが、第三者評価の一環で行った利用者アンケートの結果では十分とは言えず、周知方法の検討やさらなる取組が望まれる。

Ⅲ-2 サービスの質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ-2-(1) 質の向上に向けた取組が組織的に行われている。		
Ⅲ-2-(1)-①	サービス内容について定期的に評価を行う体制を整備している。	a・Ⓑ・c
Ⅲ-2-(1)-②	評価結果に基づき組織として取り組むべき課題を明確にし、改善策・改善実施計画を立て実施している。	Ⓐ・b・c
Ⅲ-2-(2) 提供するサービスの標準的な実施方法が確立している。		
Ⅲ-2-(2)-①	提供するサービスについて標準的な実施方法が文書化されサービスが提供されている。	Ⓐ・b・c
Ⅲ-2-(2)-②	標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	Ⓐ・b・c

(保育所版)

Ⅲ-2-(3) サービス実施の記録が適切に行われている。		
Ⅲ-2-(3)-①	利用者に関するサービス実施状況の記録が適切に行われている。	㉠・b・c
Ⅲ-2-(3)-②	利用者に関する記録の管理体制が確立している。	㉠・b・c
Ⅲ-2-(3)-③	利用者の状況等に関する情報を職員間で共有化している。	㉠・b・c

所見欄

<p>今回の第三者評価受審では、全職員で自己評価を行い出された課題や気づきを基に、改善シートを作成しサービス体制の強化に向けた取組みを行なっている。キャリアなどにより一人ひとりの職員の気づきや意識に格差があるため、お互いに補うような仕組みづくりをする等、サービスの質の確保につながるような今後の取組みに期待したい。</p> <p>サービスの実施状況の記録は、定められた標準的な実施方法に基づき適切に記録され、管理体制が確立している。</p>
--

Ⅲ-3 サービスの開始・継続

		第三者評価結果
Ⅲ-3-(1) サービス提供の開始が適切に行われている。		
Ⅲ-3-(1)-①	利用希望者に対してサービス選択に必要な情報を提供している。	㉠・b・c
Ⅲ-3-(1)-②	サービスの開始にあたり利用者等に説明し同意を得ている。	㉠・b・c
Ⅲ-3-(2) サービスの継続性に配慮した対応が行われている。		
Ⅲ-3-(2)-①	事業所の変更や家庭への移行などにあたりサービスの継続性に配慮した対応を行っている。	㉠・b・c

所見欄

<p>サービス提供の開始に関しては、松山市や会社のホームページ、入園のしおり、パンフレットで十分に情報提供がされている。</p> <p>利用希望者に対しては個別面談を行い、入園に向けた適切な支援が行われている。</p> <p>事業所の変更や家庭への移行に関しては、相談窓口を設置し、マニュアルに沿って継続性に配慮した対応を行っている。</p>

Ⅲ-4 サービス実施計画の策定

		第三者評価結果
Ⅲ-4-(1) 利用者のアセスメントが行われている。		
Ⅲ-4-(1)-①	定められた手順に従ってアセスメントを行っている。	㉠・b・c
Ⅲ-4-(2) 利用者に対するサービス実施計画が策定されている。		
Ⅲ-4-(2)-①	サービス実施計画を適切に策定している。	㉠・b・c
Ⅲ-4-(2)-②	定期的にサービス実施計画の評価・見直しを行っている。	㉠・b・c

所見欄

<p>入園時の個別懇談や家庭訪問で情報を把握し、統一した様式で適切に記録され関係職員でのアセスメントが行われている。</p> <p>サービス実施計画の策定は、保育課程を基にクラスの担当保育士や関係職員が協議しながら、一人ひとりの子どもの発達過程や状況に応じて作成されている。また、評価・見直しも適切に行われている。</p>

A-1 保育所保育の基本

1-(1) 養育と教育の一体的展開

	第三者評価結果
A-1-(1)-① 保育所の保育の方針や目標に基づき、発育過程を踏まえ、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実情に即した保育課程を編成している。	Ⓐ・b・c
A-1-(1)-② 乳児保育のための適切な環境が整備され、保育の内容や方法に配慮されている。	Ⓐ・b・c
A-1-(1)-③ 1、2歳児の保育において養育と教育の一体的展開がされるような適切な環境が整備され、保育の内容や方法に配慮されている。	Ⓐ・b・c
A-1-(1)-④ 3歳以上児の保育において養育と教育の一体的展開がされるような適切な環境が整備され、保育の内容や方法に配慮されている。	Ⓐ・b・c
A-1-(1)-⑤ 小学校との連携や就学を見通した計画に基づいて、保育の内容や方法、保護者とのかかわりに配慮している。	Ⓐ・b・c

所見欄

<p>保育の方針や目標に基づき子どもの育ちの保証を第一に考えながら、保護者の意向も考慮し、全職員参加のもと保育課程が編成されている。</p> <p>各年齢ごとに適切な保育環境が整備され、保育内容や方法は十分に配慮されている。</p> <p>小学校とは機会あるごとに交流を持ち、情報交換や意見交換を行い子どもの育ちを小学校生活につなげる等の配慮がされている。</p>
--

1-(2) 環境を通して行う保育

	第三者評価結果
A-1-(2)-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできるような人物・物的環境が整備されている。	Ⓐ・b・c
A-1-(2)-② 子どもが基本的な生活習慣を身につけ、積極的に身体的な活動ができるような環境が整備されている。	Ⓐ・b・c
A-1-(2)-③ 子どもが主体的に活動し、様々な人間関係や友達との協同的な体験ができるような人的・物的環境が整備されている。	Ⓐ・b・c
A-1-(2)-④ 子どもが主体的に身近な自然や社会と関われるような人的・物的環境が整備されている。	Ⓐ・b・c
A-1-(2)-⑤ 子どもが言葉豊かな言語環境に触れたり、様々な表現活動が自由に体験できるような人的・物的環境が整備されている。	Ⓐ・b・c

所見欄

<p>地域の公共機関に出かけ、子ども達が様々な社会体験や多くの人たちとの出会いがもてるような取組みが行われている。</p> <p>読み聞かせ用の絵本を計画的に購入し、外部からブックドクター（その時々相手の状況にや雰囲気や考慮しながら絵本を選択、読み聞かせを行う）等を招いたり、子ども達の自主的な気持ちや意欲を受け止め、様々な体験活動や人との関わりの中での育ちを大切にするなどの人的・物的環境が整備されている。</p>
--

1-(3) 職員の資質向上

	第三者評価結果
A-1-(3)-① 保育士等が主体的に自己評価に取り組み、保育の改善が図られている。	a・Ⓑ・c

(保育所版)

所見欄

職員一人ひとりが自己評価を定期的に行い、それぞれの保育実践等を振り返りながら保育の改善が図られている。今後は各自の評価が、互いの学び合いや意識の向上につながるよう、職員が共通の問題意識をもって保育の改善に取り組むことが望まれる。

A-2 子どもの生活と発達

2-(1) 生活と発達の連続性

	第三者評価結果
A-2-(1)-① 子ども一人ひとりを受容し、理解を深めて働きかけや援助が行われている。	Ⓐ・b・c
A-2-(1)-② 障害のある子どもが安心して生活できる保育環境が整備され、保育の内容や方法に配慮がみられる。	Ⓐ・b・c
A-2-(1)-③ 長時間にわたる保育のための環境が整備され、保育の内容や方法に配慮がみられる。	Ⓐ・b・c

所見欄

職員は当園の基本方針に基づき、一人ひとりの子どもを受容しながら、気持ちに寄り添った働きかけや援助を行っている。
長時間保育に関しては、クラスごとに作成された個人別申し送りの伝達表を使うなど情報を共有し、ゆったりとした環境の中で保育が行われている。

2-(2) 子どもの福祉を増進することに最もふさわしい生活の場

	第三者評価結果
A-2-(2)-① 子どもの健康管理は、子ども一人ひとりの健康状態に応じて実施している。	Ⓐ・b・c
A-2-(2)-② 食事を楽しむことができる工夫をしている。	Ⓐ・b・c
A-2-(2)-③ 乳幼児にふさわしい食生活が展開されるよう、食事について見直しや改善をしている。	Ⓐ・b・c
A-2-(2)-④ 健康診断・歯科診断の結果について、保護者や職員に伝達し、それを保育に反映させている。	Ⓐ・b・c

所見欄

年間の保育計画や健康マニュアルにそった健康管理が実施されている。
食事に関しては、年間の食育計画を基に栄養士、調理師、保育士が連携をとりながら年齢や成長に応じた食事の提供が行われている。
健康診断や歯科検診の結果は全職員に伝え、嘱託医とカンファレンスを行い保育に反映させている。また、保護者にも子どもの健康状態を伝え生活に役立ててもらっている。

2-(3) 健康及び安全の実施体制

	第三者評価結果
A-2-(3)-① アレルギー疾患、慢性疾患等をもつ子どもに対し、主治医からの指示を得て、適切な対応を行っている。	Ⓐ・b・c
A-2-(3)-② 調理場、水周りなどの衛生管理が適切に実施され、食中毒等の発生時に対応できるような体制が整備されている。	Ⓐ・b・c

(保育所版)

所見欄

アレルギー疾患や慢性疾患のある子どもに対しては、小児医師会作成の意見書や主治医の指示書をもとに、保護者と連携し適切な対応がされている。食事の提供についてもマニュアルに基づき、誤食が起きないように配慮されている。

調理場や水周りの衛生管理はマニュアルを整備し、全職員で高い衛生レベルを保ち、食中毒等の発生時には迅速な対応できる体制が整っている。

A-3 保護者に対する支援

3-(1) 家庭との緊密な連携

	第三者評価結果
A-3-(1)-① 子どもの食生活を充実させるために、家庭と連携している。	Ⓐ・b・c
A-3-(1)-② 家庭と子どもの保育が密接に関連した保護者支援を行っている。	Ⓐ・b・c
A-3-(1)-③ 子どもの発達や育児について、懇談会などの話し合いの場に加えて、保護者と共通の理解を得るための機会を設けている。	Ⓐ・b・c
A-3-(1)-④ 虐待に対応できる保育所内の体制の下、不適切な養育や虐待を受けていると疑われる子どもの早期発見及び虐待の予防に努めている。	Ⓐ・b・c

所見欄

保護者に献立表や食育に関する文書を定期的に配布し、給食の試食会を実施したり、レシピやサンプルの提示等、機会あるごとに家庭との連携を密にしながら食に関する理解を深めている。

保育に関しては、個別面談やクラス懇談で情報交換を行い育ちの記録や育ちのノート、一日の流れシート等、子どもの育ちが実感できるもので保護者に共通の理解を得るとともに、支援が行われている。

虐待に関しては、対応マニュアルが整備され、関係機関と連携しながら早期発見に努めている。